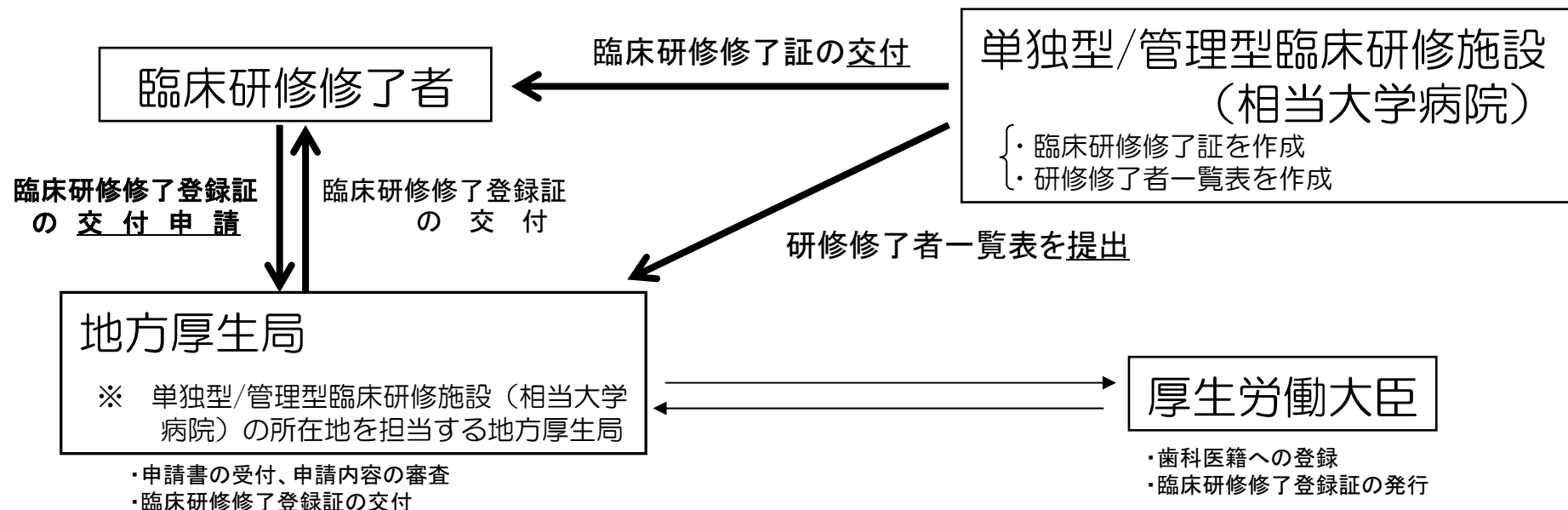


# 歯科医籍への登録申請手続等の概要

(臨床研修修了登録証の交付申請手続から交付まで)



## ○ 申請に必要な書類

- (1) 申請書:3,100円分の収入印紙を貼付すること
- (2) 臨床研修修了証の写し:A4の大きさとすること  
(大学病院・外国の病院で臨床研修を修了した者の場合は、これに相当する書類の写し)
- (3) 歯科医師免許の写し:A4の大きさとすること

※ 臨床研修修了登録証送付用封筒に560円分の切手を貼付すること。

- 氏名・本籍地都道府県名等の歯科医籍の登録事項に変更がある場合には、先に歯科医籍の訂正申請を行い、その終了後に臨床研修修了登録証の交付申請を行うこと。

※ 臨床研修修了登録証の記載事項に変更を生じたときは、書換交付の申請(臨床研修修了登録証を破り、汚し、または失ったときは再交付の申請)をすることができる。ただし、こうした場合には、住所地を担当する地方厚生局へ書換交付申請書(再交付申請書)を提出すること。



# 臨床研修修了者一覧表の様式(例示)

(別添)

## 臨床研修修了者一覧表

| 研修施設番号 | 臨床研修施設の名称 |          |           |          |
|--------|-----------|----------|-----------|----------|
|        | 研修プログラム番号 | 研修歯科医の氏名 | 生年月日      | 歯科医籍登録番号 |
| 例      | 059999001 | 〇〇 〇〇    | S56. 4. 6 | 15XXXX   |
| 1      |           |          |           |          |
| 2      |           |          |           |          |
| 3      |           |          |           |          |
| 4      |           |          |           |          |
| 5      |           |          |           |          |
| 6      |           |          |           |          |
| 7      |           |          |           |          |
| 8      |           |          |           |          |
| 9      |           |          |           |          |
| 10     |           |          |           |          |
| 11     |           |          |           |          |
| 12     |           |          |           |          |
| 13     |           |          |           |          |
| 14     |           |          |           |          |
| 15     |           |          |           |          |
| 16     |           |          |           |          |
| 17     |           |          |           |          |
| 18     |           |          |           |          |
| 19     |           |          |           |          |
| 20     |           |          |           |          |

※ 複数の研修プログラムを有する臨床研修施設にあっては、研修プログラムごとに研修修了証を交付した研修歯科医の氏名等をまとめて記載してください。

※ 生年月日は和暦で記載してください。

※ 欄が足りない場合は、同様の表を別紙にて追加してください。

※ 本表は紙媒体で提出していただくだけでなく、念のため、電子メールにて地方厚生局歯科医師臨床研修担当者あてにお送りください。

(別添)

## 臨床研修修了者一覧表

| 研修施設番号 | 大学病院の名称   |          |           |          |
|--------|-----------|----------|-----------|----------|
|        | 研修プログラム番号 | 研修歯科医の氏名 | 生年月日      | 歯科医籍登録番号 |
| 例      | 059999001 | 〇〇 〇〇    | S56. 4. 6 | 15XXXX   |
| 1      |           |          |           |          |
| 2      |           |          |           |          |
| 3      |           |          |           |          |
| 4      |           |          |           |          |
| 5      |           |          |           |          |
| 6      |           |          |           |          |
| 7      |           |          |           |          |
| 8      |           |          |           |          |
| 9      |           |          |           |          |
| 10     |           |          |           |          |
| 11     |           |          |           |          |
| 12     |           |          |           |          |
| 13     |           |          |           |          |
| 14     |           |          |           |          |
| 15     |           |          |           |          |
| 16     |           |          |           |          |
| 17     |           |          |           |          |
| 18     |           |          |           |          |
| 19     |           |          |           |          |
| 20     |           |          |           |          |

※ 複数の研修プログラムを有する大学病院にあっては、研修プログラムごとに研修修了証を交付した研修歯科医の氏名等をまとめて記載してください。

※ 生年月日は和暦で記載してください。

※ 欄が足りない場合は、同様の表を別紙にて追加してください。

※ 本表は紙媒体で提出していただくだけでなく、念のため、電子メールにて地方厚生局歯科医師臨床研修担当者あてにお送りください。

※ 歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を修了した旨の歯科医籍への登録等について(平成19年2月23日医政歯発第0223001号)を参照のこと。

※ 歯科医師の臨床研修を行う大学病院からの臨床研修修了者に係る情報提供に関する依頼について(平成19年2月23日医政歯発第0223002号)を参照のこと。

臨床研修修了者一覧表はD-REISよりダウンロードして用いてください。

## 関係法令等

## 歯科医師法(抜粋)

(昭和二十三年 法律第二百二号)

## 第三章の二 臨床研修

(臨床研修)

第十六条の二 診療に従事しようとする歯科医師は、一年以上、歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院(歯科医業を行わないものを除く。)又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定した病院又は診療所が臨床研修を行うについて不適當であると認めるに至つたときは、その指定を取り消すことができる。

3 厚生労働大臣は、第一項の指定又は前項の指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

4 第一項の規定の適用については、外国の病院又は診療所で、厚生労働大臣が適當と認めたものは、同項の厚生労働大臣の指定する病院又は診療所とみなす。

(研修医の義務)

第十六条の三 臨床研修を受けている歯科医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上を図るように努めなければならない。

(臨床研修修了者の登録)

第十六条の四 厚生労働大臣は、第十六条の二第一項の規定による臨床研修を修了した者について、その申請により、臨床研修を修了した旨を歯科医籍に登録する。

2 厚生労働大臣は、前項の登録をしたときは、臨床研修修了登録証を交付する。

(登録手数料)

第十六条の五 前条第一項の登録を受けようとする者及び臨床研修修了登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(厚生労働省令への委任)

第十六条の六 この章に規定するもののほか、第十六条の二第一項の指定、第十六条の四第一項の歯科医籍の登録並びに同条第二項の臨床研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

## 歯科医師法施行令(抄)

(昭和二十八年 政令第三百八十三号)

(歯科医籍の登録事項)

第四条 歯科医籍には次に掲げる事項を登録する。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者については、その国籍)、氏名、生年月日、及び性別
- 三 歯科医師国家試験合格の年月日
- 四 法第七条第一項又は第二項の規定による処分に関する事項
- 五 法第七条の二第二項に規定する再教育研修を修了した旨
- 六 法第十六条の四第一項に規定する臨床研修を修了した旨
- 七 その他厚生労働大臣の定める事項

(手数料)

第十二条 法第十六条の五の政令で定める手数料の額は、三千百円(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合にあつては、二千九百五十円)とする。

(注) 歯科医師法施行令でいう「法」とは、「歯科医師法」のことである。

## 歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(抄)

(平成十七年厚生労働省令第百三号)

(臨床研修の修了)

第十七条 (略)

2 (略)

3 単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設の管理者は、前項の規定により臨床研修修了証を交付したときは、当該交付の日から起算して一月以内に、臨床研修修了証を交付した研修歯科医の氏名及び生年月日を記載した臨床研修修了者一覧表を厚生労働大臣に提出しなければならない。

4 (略)

(臨床研修を修了した旨の登録の申請)

第二十一条 法第十六条の四第一項の規定による登録を受けようとする者は、様式第一号による申請書に臨床研修修了証及び歯科医師免許証の写しを添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

3 大学病院において臨床研修を修了した者に係る第一項の規定の適用については、同項中「臨床研修修了証」とあるのは、「大学病院であって単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設に相当する病院の管理者が交付する臨床研修修了証に相当する書類」とする。

4 法第十六条の二第四項の規定により厚生労働大臣の指定する病院又は診療所とみなされた外国の病院又は診療所において臨床研修を修了した者に係る第一項の規定の適用については、同項中「臨床研修修了証及び歯科医師免許証」とあるのは、「歯科医師免許証及び必要な書類」とする。

(臨床研修修了登録証の書換交付申請)

第二十二条 歯科医師は、臨床研修修了登録証の記載事項に変更を生じたときは、臨床研修修了登録証の書換交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に臨床研修修了登録証及び歯科医師免許証の写しを添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

(臨床研修修了登録証の再交付申請)

第二十三条 歯科医師は、臨床研修修了登録証を破り、汚し、又は失ったときは、臨床研修修了登録証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、様式第三号による申請書に歯科医師免許証の写しを添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

4 臨床研修修了登録証を破り、又は汚した歯科医師が第一項の申請をする場合には、申請書にその臨床研修修了登録証及び歯科医師免許証の写しを添えなければならない。

5 歯科医師は、臨床研修修了登録証の再交付を受けた後、失った臨床研修修了登録証を発見したときは、五日以内に、これを厚生労働大臣に返納しなければならない。

様式第一号 (第二十一条関係) 臨床研修修了登録証申請書

様式第二号 (第二十二条関係) 臨床研修修了登録証書換交付申請書

様式第三号 (第二十三条関係) 臨床研修修了登録証再交付申請書